

## 新地方公会計制度実務研究会の報告書の検討案に対する地方公共団体の意見

地 方 公 共 団 体 の 意 見	
目的・制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」を作成する目的が定まっていないのではないか。目的が定めれば、全国標準的な会計基準の必要性、住民へのわかりやすさ、民間との比較可能性等についての方向性が明確になると思われる。あらためて何のためにモデルを検討するのか整理されることを希望す</li> <li>○ 財務書類の作成方法のみならず、新地方公会計制度の整備の目的である資産債務改革や予算編成を含む行財政改革に係る活用方策、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」との位置付けについても、具体的にお示しいただきたい。</li> <li>○ 今後公会計の整備が進展していく中で、法定決算制度の見直しの方向性も示すべきと考える。(地方自治法の改正も視野に入れた決算の付属書類としての明確な位置づけを検討されたい。)</li> <li>○ 作成したバランスシートの確実性を担保する外部監査は、義務付けされるのか。</li> <li>○ 市町村においては、財務諸表整備について財政情報の開示手段の一つとしての必要性以外は十分に認識されていない模様であり、財務諸表を使った予算編成その他、全国市町村における具体的な活用事例について紹介するなど市町村が作成する動機付けとなる情報を提供していただきたい。</li> <li>○ 新たな公会計制度の導入に当たって、法制度としない前提では、全国標準の確立は困難ではないか。 特に、基準モデルは、導入にあたって時間・人員面も含めたコストが相当程度必要であり、このことが、単に「事務次官通知に基づく要請」によることとの均衡を失っているのではないかと。多大なコストとそれに見合う便益が担保されていないことが、<u>昨年の通知以降も各団体が取組を進められなかったことの原因</u>であり、<u>今次の研究会報告書以降も、即座に基準モデル導入に踏み切るの</u>は難しいのではないかと。したがって法制度化や財源等の導入支援措置を検討すべきである。</li> </ul>
2つのモデルの関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基準モデルと総務省方式改定モデルと2つのモデルが示されているが、単に財務諸表を作成し公表することだけでなく、他団体と比較することで自らの位置を検証するとともに予算編成等に活用するためには、<u>統一的な基準による財務諸表を作成する必要がある</u>。</li> <li>○ 基準モデル及び総務省方式改訂モデルの選択については、各団体がそれぞれの取組状況等に応じて自主的に判断できるよう引き続き配慮されたい。</li> <li>○ 総務省として、「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」のどちらを推奨するのか。</li> <li>○ 基礎データからの整備・複式簿記の採用等多大な負担が見込まれる基準モデルの即時の採用は、自治体にとって非常に困難であると考えられる。<u>人的・時間的コストを勘案すれば市町村は総務省方式改定モデルを選択せざるを得ないのではないかと</u>。</li> <li>○ 当面の間、<u>現行総務省方式によることとし、十分な期間(5～10年程度)を置いて、「基準モデル」に移行することや、「総務省方式改訂モデル」を、「当面の間」ではなく、半恒久的なものとして採用することを認めること</u>についても、ご検討いただきたい。</li> <li>○ 「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」、それぞれのメリット・デメリットを詳細に明らかにしたうえで、<u>採用の際の判断基準などを示していただきたい</u>。(全国標準的な会計基準を策定するという考えからも、各自治体の足並みが揃わないのは極めて問題だと考えられる。)</li> <li>○ 検討案では最終的には基準モデルへの移行が望ましいとされているように読める。<u>将来的には基準モデルへの移行が必要になるのか</u>。</li> <li>○ <u>固定資産の範囲や評価方法等に差があるものを比較しても実務的に活用することは困難であることから、総務省方式改訂モデルはあくまで暫定的なモデルであると明確に位置付け、財務システムの更新時等には基準モデルに移行すべきことを明示すべきである</u>。</li> </ul>

地方公共団体の意見	
意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」についての説明会や意見交換会を開催するとともに、再度十分な時間をかけて自治体から幅広く意見を聴き、それを最大限反映されることを希望する。</li> <li>○「財務書類の作成や資産価値に関する実務的な指針」の作成にあたっては、予め詳細に明示し各団体の意見を十分に踏まえるべきである。</li> <li>○現段階では、まだ具体的な作業に取りかかれず、意見を整理するに至らない団体が多い。今後説明会等を実施していただき、それに対する団体の意見を制度に反映していただきたい。</li> <li>○今回の意見聴取により意見聴取は終了したとするのではなく、今後とも各団体における対応が進んでいく過程で意見を聴取し、制度に反映させていただきたい。</li> </ul>
導入支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資産評価方法など財務諸表の作成基準により団体間で差異が生じないように詳細なマニュアル、作成ソフトを提供していただきたい。</li> <li>○各団体の実務者を対象とした説明会、研修会を開催していただきたい。</li> <li>○公会計の整備に係る導入経費に対して、所要の財源措置を講じられたい。(交付税措置、補助金等経費軽減の措置をお願いしたい。)</li> <li>○平成21年秋を目処とする非常にタイトなスケジュールであることから、財務書類の整備にあたって、財務会計システムデータから総務省方式改訂モデル・基準モデルに対応する仕訳データの変換システムの提供並びに決算統計データから総務省方式改訂モデルへの変換・データ抽出プログラムの作成提供等、総務省方式改訂モデル・基準モデル作成支援が必要である。</li> <li>○小規模市町村における基準モデル・総務省方式改訂モデルの実証的検証等、小規模市町村向けに支援をお願いしたい。(複式簿記の段階的導入に向けた、小規模団体でも確実に利用できるツールの開発等)</li> <li>○作成した財務書類の効果的な活用方法について各個例示等を示すなど、財務書類の作成以外でのフォローアップについても検討していただきたい。</li> <li>○自治体間が共通したルールで処理が行えるよう、また、実務上の知識・経験が共有できるような情報基盤の整備についてご配慮いただきたい。(倉敷市と浜松市で行われた実証的検証で明らかになった課題や留意点などの情報提供)</li> <li>○市町村における理解不足や負担解消を図り、財務書類の作成を促進するため、国による公認会計士等の派遣を要望する。</li> <li>○有形固定資産の取得原価の基礎となる、過年度の決算統計数値(普通建設事業費)について、昭和44～48年度のを、HP等から取得できるよう整備願いたい。(市町村合併後や一部事務組合における新規作成にあたり、最新データを含めたS44からのデータ及び仕訳表の提供をお願いしたい。)</li> </ul>
他団体比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>○作成したバランスシートについて、他団体との比較が可能となるように、公表にあたっては配慮してほしい。</li> <li>○両モデルとも、資産評価、台帳整備等に相当の期間を要するものと思われる。この整備期間中では、整備の進捗度の違いから、両モデル間はもちろん同一モデル間であっても、他団体間、経年比較に留意が必要である旨ご配慮いただきたい。</li> <li>○異なるモデルを採用している団体間、また、同モデルであっても、資産情報の整備状況等が異なる団体間の比較等では分析が困難と思われる。</li> </ul>

地 方 公 共 団 体 の 意 見	
連結	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 連結に係る公営事業会計、一部事務組合・地方三公社・第三セクターに係る会計の作成・調整について、各団体の財政担当課職員のみで作成するのは困難であり、全庁的な協力が必要になる。財政担当課以外の職員の協力を得られやすくするため、連結する会計の作成に関してより具体的なマニュアル等の整備を別途検討されたい。</li> <li>○ 企業会計及び第三セクターについては、固有の会計基準が設けられているため、連結財務書類作成における統一的な指針の作成をお願いしたい。また、普通会計、企業会計及び第三セクターとの連結決算時の決算修正については、必ず統一的な方法論の提示をお願いしたい。</li> <li>○ 地方公営企業法に定める公営企業会計の決算諸表の整備も併せて制度設計することが必要である。</li> <li>○ 連結財務諸表の公表年度及び前年度に必要となる作業内容等について、モデル毎に具体的な例示をいただきたい。</li> </ul>
作成時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財務書類の公表時期について、「・・・概ね8月末まででの作成と、その後の検証を経て、9月議会終了時までの公表が望ましい」とあるが、この時期は地方財政状況調査の作業に加え、今後、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い4指標の議会への報告等の事務が増加し、さらに当該財務書類を整備していくことは、実務的にスケジュール及び人員体制上、非常に厳しいのではないかと懸念される。事務作業の実情を踏まえた上で、記述していただきたい。</li> <li>○ 総務省改定モデルについて、決算統計と平行して作成することは、数値の修正など手戻りが多く現実的でない。公表次期については、努力目標に留められたい。</li> <li>○ 総務省方式改訂モデルにおける固定資産台帳の段階的整備について、具体的な整備期限の設定を予定しているか、今後示されるのか。</li> </ul>

地 方 公 共 団 体 の 意 見

基準モデル

- 基準モデルにより財務諸表を作成するためには、初期において膨大な事務作業を要し、かつ以後の作成にかかる事務負担も大きい。このモデルは理想形であるかもしれないが、実務からは乖離している。
- 「基準モデル」を採用する場合に行う個々の取引情報を発生主義により発生の都度複式記帳することについて、その必要性を示していただきたい。債権・債務の発生の都度複式記帳するためには、現行の財務会計システムとの連携が必要となる。そのためには、新たなシステムの導入や現行システムの変更が必要となり、多額の費用が見込まれる。実施の有無や費用対効果の検証のためにも、その必要性を示していただきたい。
- 基準モデルでは資産を公正価値で再評価することを原則としているが、取得原価による評価を原則とすべきである。
- 社会保険料についても行政コスト計算書には計上せず純資産に計上するが、社会保険料を他の収益と区別する意義が不明である。
- 事業用資産は減価償却費を計上するのに対し、インフラ資産については直接資本減耗するとしているが、その理由が不明確である。
- 道路等のインフラ資産の底地について、土地の取得に係る支出が資産として計上されないと、土地を取得するために発行した公債のみが負債として計上されることになり、資産・負債が不均衡となり財務状況を正確に表示することはできない。また、インフラ資産の底地の取得価額が判明する場合と判明しない場合の計上基準が異なり、自治体によって資産額の大きな乖離が発生することも予想される。
- インフラ資産の底地には相当額の投資(用地取得費等)を行い、取得した底地に工作物を築いて住民にサービスを提供しているものであり、取得価額が不明な底地についても、公正価値による評価を原則とすべきである。
- 連結対象となる団体における公正価値による資産の再評価について、それぞれの団体で固有の会計基準に基づいて行う必要がある、各会計基準の根拠法令等で促すとともに、事務的体制が整った団体から段階的に行うべきである。
- 純資産形成充当財源の内訳が、税金、社会保険料、移転収入、その他収入、財源未特定、公債等に区分されているがその意義、とりわけ社会保険料について他と区別する意義及び、税金と公債等を分ける意義が不明確である。
- 土地以外の資産の公正価値が再調達価額、取得価額、標準工事費に基づく価額等複数により定義されているが、いずれを選択するかによって価値が変動することから手法を統一すべきである。
- 「地方譲与税」・「税交付金」等を「税金」に含めているが、自治体の多くは「税金」とは「地方税(市税)」のことを指している場合が多いのではないと思われる。「地方譲与税」・「税交付金」については「市税」や「地方交付税」などと合わせて「一般財源等」などの表記にすべきではないのか。
- 国県支出金など移転収入について経常的・資本的を問わずにすべてを純資産に計上すべきではないかと思われる。国県支出金は基本的に特定財源であるため経常的・資本的のどちらに該当するか区別が可能であると思われるが、「地方特例交付金」・「地方交付税」・「交通安全対策交付金」などを国庫支出金の扱いとしているのは見直す必要があると思われる。これらの財源を国県支出金としなければ、経常的・資本的移転収入をそれぞれ行政コストと純資産に振り分けて計上することは可能ではないか。

地 方 公 共 団 体 の 意 見

改訂モデル

- 現行の総務省方式と同様、普通会計決算の組替により財務諸表を作成する手法であり、複式簿記・発生主義会計の導入とはいえない。
- 出資金の時価評価について、連結時には相殺消去の対象になるにもかかわらず、普通会計において時価評価を行うことはいたずらに負担を増やすもので、時価評価の必要はないと考える。（小規模な団体に配慮して、資産の取得原価に基づいて算定することも可とされたい。）
- 「投資及び出資金」については、原則として決算統計30表の残高となっているが、地方独立行政法人などに現物出資を行っている場合（決算統計の30表に含まれないなど）についての取り扱いについて明記するべきではないかと思われる。
- 長期延滞債権及び未収金の回収不能見込額の把握方法については、過去5年間の平均回収率を用いることも可とし、今後段階的に整備していく中で精緻化していくことが望ましいとのことであるが、回収不能あるいは回収懸念とする判断基準や回収可能額の算定方法を示してほしい。
- 財政調整基金のような基金の場合、基金取崩額のうち公共資産整備などに充当していると判断し難いものと考えられるため、算定の基準を示してほしい。
- 公有財産台帳に関しては、「総務省改訂モデル」を採用した場合、「売却可能資産」や「土地」を始めとして、段階的に拡充整備することになっているものの、各地方自治体の現状を踏まえ、必要な期間を確保すること。
- 総務省方式改訂モデルにおける関係台帳について、段階的な評価を行っていく場合、初年度とN年度において差異が生じる場合があると考えられることについて、ご配慮いただきたい。
- 段階的整備を行う場合、棚卸の度に当該資産を形成するために要した普通建設事業費とその財源内訳を特定し、時価評価をした上で、資産形成充当財源の仕訳を個別に行う必要がある。個別の事業費の特定が容易でないことが想定される。事業費の特定が困難な場合の具体的な算定方法について、示していただきたい。
- 連結対象企業会計等の資産評価を改訂モデルと同様に行うことは、法で求められた事務を行った後に、普通会計との連結のためだけに新たな事務負担をかけることになる。連結を同様の会計基準で行うべきというのであれば、むしろ地方公営企業法やその他会計基準の最大公約数に合わせるべきで、研究会報告書に合わせるよう求めることは逆ではないかと考える。
- 公社、三セク等の財務書類はそれぞれの団体に適用される法律等に基づき作成されている。それらと異なる財務書類をそれぞれの団体に作成・公表させることは非常に困難だと思われる。また、2つの考え方の異なる財務諸表を作成することは合理性を欠くのではないか。
- 貸借対照表の連結に際して、地方公営企業については、退職給与引当金等の計上は「地方公営企業法等では必ずしも求められていないことから普通会計に準じてこれらの評価・計上を行う」とされているが、これら項目の計上により各々の地方公営企業が作成する貸借対照表等と不整合が生じることについて問題はないのか。
- 出資比率25%～50%未満の法人について、「〇〇等の実態から〇〇と認められる場合には、」と判断の余地のある表現であるため、具体の事例を示すなど、自治体間で判断に差が生じないようにしていただきたい。
- 昭和43年度以前に取得された資産で、貸借対照表の有形固定資産勘定に計上する対象は、「決算統計で把握することができない資産のうち重要なもの」とされているが、その具体的な内容をお示し願いたい。
- 地上権やソフトウェア等を計上する場合の評価方法や様式などを明記するべきではないか。